徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

号外第４２号　令和５年１１月１日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
４９７	財政事情を公表する件	財政課
４９８※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第四百九十七号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和五年四月一日から同年九月三十日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和五年十一月一日

徳島県知事　後藤田　正純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第四百九十八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年十一月一日

徳島県知事　後藤田　正純

一　薬物の名称等

1　化学名　Ｎ－メチル－一－（三－メチルフェニル）プロパン－二－アミン（通称　三－ＭＭＡ、三－Ｍｅｔｈｙｌｍｅｔｈａｍｐｈｅｔａｍｉｎｅ）及びその塩類

2　化学名　一－（ベンゾ［ｄ］［一、三］ジオキソール－五－イル）－二－（シクロヘキシルアミノ）ブタン－一－オン（通称　Ｎ－Ｃｙｃｌｏｈｅｘｙｌｂｕｔｙｌｏｎｅ、Ｃｙｂｕｔｙｌｏｎｅ）及びその塩類

3　化学名　Ｎ－（一－アミノ－三、三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－（ペント－四－エン－一－イル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキシアミド（通称　ＡＤＢ－四ｅｎ－ＰＩＮＡＣＡ）及びその塩類

二　指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三　指定の効力発生の日

令和五年十一月二日